

## 5 月 20 日は落語で楽しく悪質商法対策

5 月 20 日（金）に、「笑って学んでだまされない 落語で学ぼう悪質商法」をソレイユさがみで開催します。

毎年 5 月の消費者月間にあわせて、相模原市消費者団体連絡会と共催で講演会を開催しています。今年は、落語家 立川平林（たてかわひらりん）氏を講師に迎え、悪質商法に関する落語により、参加者に手口と対策を楽しく学んでもらいます。

そのほか消費者月間中に、メールマガジンの配信開始や市役所本庁舎内等における展示を実施し、契約トラブルの事例と対策の周知を図ります。

なお、本年 4 月 1 日に消費生活総合センターを新たに設置し、従来午後 4 時までだった相談時間を延長するなど、相談機能を拡充し、市民の利便性の向上を図りました。

### 《講演会概要》

- 1 日 時 平成 28 年 5 月 20 日（金）午後 2 時から 4 時まで
- 2 会 場 ソレイユさがみ セミナールーム 1  
（緑区橋本 6 - 2 - 1 イオン橋本店 6 階）
- 3 テーマ 笑って学んでだまされない 落語で学ぼう悪質商法
- 4 共催団体 相模原市消費者団体連絡会
- 5 申 込 電話で消費生活総合センターまで

### 消費生活総合センター相談時間

電話及び来所相談を受け付けています。

- ・平日 午前 9 時～午後 4 時  
午前 9 時～午後 6 時（第 2、4 金曜日のみ） 4 月 1 日より開始
  - ・土日祝日 午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時
- 相談専用電話番号：042-776-2511

立川 平林氏



以 上

お問合せ先  
消費生活総合センター  
直通電話 042-776-2598  
担当：菊池

消費者月間記念講演会

笑って 学んで だまされない！



# 落語で学ぼう 悪質商法

平成 28 年 5 月 20 日(金) 14:00 ~ 16:00

## 悪質商法を擬似体験！

健康食品の送り付け商法や無料点検から発展する家屋修理の悪質商法など、消費者は常に悪質な業者に狙われています。

悪質商法の被害にあわないように、落語で楽しく学んで、対策を立てませんか？



たてかわひらりん

**立川平林さん**

お江戸日本橋亭で独演会を行う傍ら、防犯落語で警察署や消費生活センター等で講演を行うなど、多方面でご活躍中。

**会場:ソレイユさがみセミナールーム 1**

**(JR橋本駅徒歩5分 イオン橋本店6階)**

**定員:100人 参加費:無料**

お申込みは電話で受付いたします  
042-776-2598 (消費生活総合センター)

主催:相模原市 共催:相模原市消費者団体連絡会

# 困ったときには すぐ相談!!

## 消費生活総合センター

「相模原消費生活センター」が平成28年4月1日から「消費生活総合センター」になりました。センター新設に伴い、相談受付が次のとおりとなります。

相談窓口	相談日	時間	相談方法
消費生活総合センター (シティ・プラザ さがみはら 4階)	毎日 (年末年始 を除く)	午前9時～午後4時 第2・4金曜日は午後6時 まで 土日祝日は正午～午後1時 はつながりません	電話・来所 042-776-2511
北消費生活センター (シティ・プラザ はしもと 6階)	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	来所のみ
南消費生活センター (南区合同庁舎 3階)			



消費者ホットライン「188」に電話すると、消費生活総合センターか、かながわ中央消費生活センターへつながります。

いざという時 役に立つ?!

## 消費生活パンフレット・

### 啓発グッズの御案内

消費生活総合センターでは、悪質商法のトラブル事例と対処法をまとめたパンフレットや啓発グッズを配布しています。ご家庭や地域の勉強会等でぜひご活用ください。

数に限りがございますので、事前にお問合せください。

すばいすは発行毎に希望者へ郵送しています。

郵送をご希望の方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 消費生活総合センター

☎042-776-2598



消費生活情報紙「すばいす」  
(年4回発行)